

査 定 約 款

- 第 1 条 査定協会は公正な立場で、査定の依頼目的に応じて、査定時におけるその自動車の客観的な評価額を査定します。
- 第 2 条 査定は、依頼者から依頼書の提示に基づき、協会の査定士（以下「査定士」という。）が支所において行います。
- 但し、車両状態確認証明書を除き、支所以外の場所に出張して査定することもできます。
- 第 3 条 査定の基準となる査定基準価格は、中古車の通常取引価格の平均値を基礎とし、その年製に見合う適正な整備を施した状態を考慮して設定します。
- 第 4 条 協会が査定する評価額は、査定をうける自動車と査定基準価格を有する同車種、同形状、同年製の自動車を比較してどの程度相違するか検討して決定されます。
- 第 5 条 査定に際しては、部分的な分解は行わず非分解とし、その自動車の機能、外観、形状、商品価値等の全般について査定されます。もし、特別な制約、あるいは法律的な事由等により十分な点検ができない場合は、その旨を査定証の特記欄に記載します。
- 第 6 条 査定を実施する自動車が、特に良好に保全された状態にある場合、あるいは非常にわずかしか使用されていない場合には、追加価値として考慮されます。
- 第 7 条 協会が査定する評価額には、燃料、保険料(自動車損害賠償責任保険、任意保険)、税金、割賦手数料、運送費等は含まれません。但し、依頼者との特約により、自動車損害賠償責任保険を別途、加算されることがあります。
- 第 8 条 査定に際して、付属品、特別の架装等について依頼者との特約があった場合には、特約事項を織込んだ評価をすることがあります。
- 第 9 条 査定の公正を期すために、自動車検査証、定期点検整備記録簿写、最近施した修理の明細書及び自動車損害賠償責任保険証を査定士に提示するものとします。
- 第 10 条 3 ヶ月以内に査定をうけたことのある自動車を重ねて査定依頼する場合には、査定依頼者は先の査定結果を知る限り説明し、またその時の査定証を所持しているならば、これを査定士に提示することを要します。
- 第 11 条 査定依頼者は査定をうけた自動車の隠れた傷や、これまでの事故や改造箇所等について予め査定士に知らせなければなりません。
- 第 12 条 次の場合は、査定証は無効となります。
- (1) 以前に査定をうけた事実を査定士に告げなかった場合。
 - (2) 損傷、欠陥等価格に影響するような事実を査定士に知らせなかった場合。
 - (3) その他、価格に影響を及ぼすような不当な申し立てをした場合。
- なお、この場合の査定料は返戻しないものとします。
- 第 13 条 査定が終ると、協会は当該自動車に査定済証を貼付し、査定証を作成して依頼者

に交付します。

第 14 条 査定証は協会、理事長、査定長の印章を押印してあるものだけが有効です。

第 15 条 査定証及び再査定証の有効地域は発行支所管内とします。

第 16 条 査定結果に疑義を持つ査定依頼者は、査定証発行日から 7 日以内に限り、協会に再査定の請求をすることができます。

この申込みには先の査定証を添付するものとします。なお、査定後既にその自動車を譲渡してしまったときは、再査定の請求権を失ったものとします。

第 17 条 協会は、査定証の発行後に不正確な点や誤謬を見出したときは、再査定の申込みがなくても評価額をあらたに決定し、新しい査定証を発行することができます。

第 18 条 前条によって査定証が訂正された場合には、先に発行された査定証は無効となり、査定依頼者は旧査定証と引き換えに新査定証を無料でうけることができます。

第 19 条 協会が査定する評価額が、商取引に与えるいかなる結果についても、協会はその責任を負いません。

第 20 条 査定の際に生じた損害については、査定士に故意又は重大な過失がある場合を除き、協会はその責任を負いません。

第 21 条 査定に際し、査定士が適正な査定業務を妨げられたときは査定を中止します。

第 22 条 査定料その他査定に要する諸費用は、協会所定の料金表によるものとします。

第 23 条 査定料及び査定に要する諸費用は、原則、査定証の発行時までには支払うものとします。

以上